

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第4号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例の一部を改正する条例

住民基本台帳法に基づく本人確認情報に関する条例（平成14年香川県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨) 第1条 略</p> <p><u>(本人確認情報を利用することができる事務)</u> 第2条 <u>法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>(本人確認情報の利用の状況の公表)</u> 第3条 <u>知事は、毎年少なくとも1回、法第30条の8第1項の規定による保存期間に係る本人確認情報の利用の状況について、規則で定めるところにより、これを公表するものとする。</u></p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会) 第4条 略</p> <p>第5条～第7条 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表 (第2条関係) <u>(1) 大麻取締法(昭和23年法律第124号)による同法第5条第1項の免許又は同法第10条第5項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 漁船法(昭和25年法律第178号)による同法第4条第1項若しくは第2項の許可、同条第9項の報告又は同法第10条第1項若しくは第17条</u></p> | <p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(本人確認情報の保護に関する審議会) 第2条 略</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>附 則 略</p> |

第1項の登録に関する事務であって規則で定めるもの

- (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）による県税の犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）による同法第6条第2項の指定に関する事務であって規則で定めるもの
- (5) 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (6) 高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）による同法第5条第1項若しくは第16条第1項の許可又は同法第5条第2項、第17条第2項、第17条の2第1項、第20条の4、第24条の2第1項若しくは第24条の4第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (7) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の収用又は使用に関する事務であって規則で定めるもの
- (8) 覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）による同法第3条第1項の指定又は同法第12条第1項（同法第30条の5において準用する場合を含む。）の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (9) 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）による同法第3条第1項の免許又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (10) 薬事法（昭和35年法律第145号）による同法第33条第1項の交付に関する事務であって規則で定めるもの
- (11) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録、同法第9条第1項の届出又は同法第16条の認可に関する事務であって規則で定めるもの
- (12) 介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第69条の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (13) 香川県青少年保護育成条例（昭和27年香川県条例第22号）による同条例第8条の3第1項又は第10条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (14) 香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）による県税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費に係る徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

(15) 香川県恩給条例（昭和29年香川県条例第30号）による恩給の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(16) 香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）による同条例第12条第4項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(17) 香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号）による同条例第26条第1項の登録又は同条例第30条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(18) 香川県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年香川県条例第2号）による年金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

(19) 表彰に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。